

札幌おおとり会 会則

1. 名 称

本会は「札幌おおとり会」と称し、この団体を幹事長住所内に置く。

2. 目 的

本会は札幌市及び周辺市町に居住する旧制弘前高等学校及び弘前大学卒業生を会員とし、会員相互の理解と親睦を図る事を目的とする。

3. 役 員

- (イ) 本会は役員として会長1名、副会長1名、幹事長1名及び幹事2名を置く。幹事は増員することができる。
- (ロ) 会長は本会を代表して会務を処理する。
会長は総会に於いて会員の互選により選出する。他の役員については会長より指名委嘱する。
- (ハ) 役員任期は2年として重任を妨げない。
- (ニ) 本会の功労者を相談役に推薦する。

4. 会 計

- (イ) 本会の会費は年2,000円とし、臨時会費は必要に応じて徴収するものとする。
- (ロ) 会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までの1か年とする。
- (ハ) 幹事長及び幹事に対して、幹事業務の対応手当として毎年各人5,000円を本会の会計ファンドより7月に支給する。
- (ニ) 会計監査として幹事長及び幹事で相互に年度収支決算等会計の確認をする。
- (ホ) 会計報告は総会に於いてこれを行なう。

5. 総 会

総会は年一回開催を原則とし、臨時総会及び役員会は会長が必要に応じてこれを招集することができる。

6. その他

- (イ) 年会費納入を2年間未納した会員に対しては、本会の行事等の案内を文書で行わず、インターネットにより通知をする。
- (ロ) 会員及びその親族等に係る慶弔、見舞については当会では対応しない。
- (ハ) 本会は会員の高齢化、会員数の減少、総会等の行事への参加人数の減少等により会の維持継続が困難になったときは、総会出席会員の過半数の承認をもって解散する。存続会費は弘前大学に寄付する。

7. 設立年月日

本会の設立年月日は、昭和24年4月1日とする。

8. 会則の改廃

本会則の改廃は総会に諮り、総会出席会員の過半数の承認をもって行なう。